

7 保存管理

7-1 方向性

本史跡の保存管理にあたっては、対象地の区分を行い、地区別方針を立てたうえでやっていく。主な内容として、まず日常的な維持管理のほか、災害発生時の対応やその予防措置を講じ、遺構の保護や景観保全を図っていく必要がある。つぎに、指定地内における現状変更や指定地外における開発行為については、文化財保護法に基づいた申請や手続き、事前調査等が必要であり、地区や構成要素ごとの方針を定め、慎重に進めていく必要がある。また、積極的に調査研究を進め、史跡の全容解明に努め、その成果によっては追加指定や公有化を行うなど、指定地内外の一体的な保存活用を推進していく。

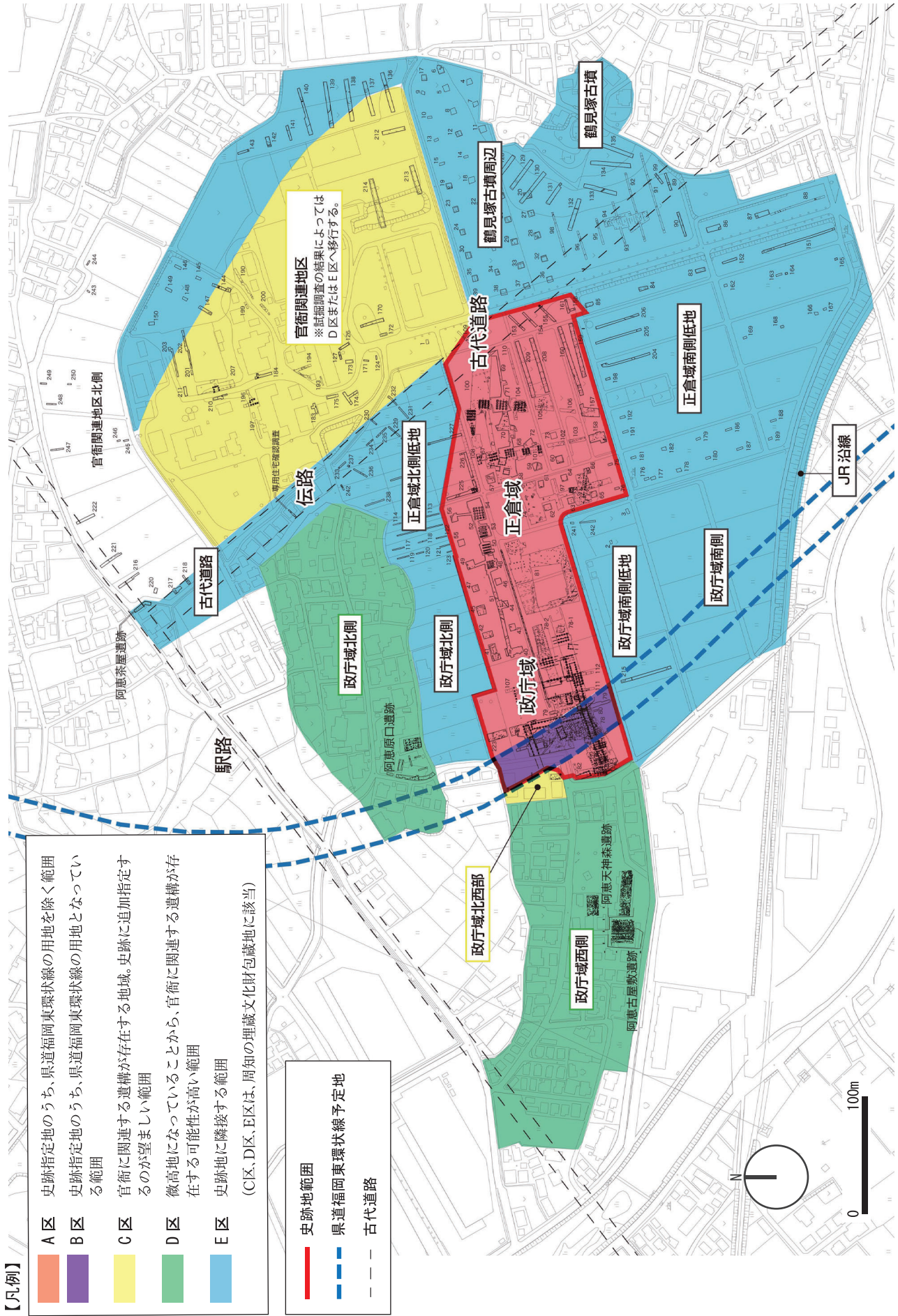
7-2 地区別方針

7-2-1 地区区分の考え方

指定地内とその他の対象地の境界や、用地、遺構の分布状況により、A区からE区の5地区に区分する。

表 7-2-1 地区区分

	地区名	定義
指定地内	A区	政庁、正倉、古代道路の、官衙を構成する主要な遺構配置が確認されている範囲である。そのうち県道福岡東環状線の用地を除いた範囲とする。
	B区	指定地のうち、県道福岡東環状線の用地となっている範囲である。
指定地外	C区	調査が不十分な状況であるため、現状において遺構の全容の解明が出来ていないが、官衙に関連する遺構が存在することが確認されており、指定地への追加が望ましい範囲である。(周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)
	D区	微高地になっていることから、官衙に関連する遺構が存在する可能性が高い範囲である。(周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)
	E区	史跡地に隣接する範囲である。(周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)



【凡例】

- A 区 史跡指定地のうち、県道福岡東環状線の用地を除く範囲
- B 区 史跡指定地のうち、県道福岡東環状線の用地となっていない範囲
- C 区 官衙に関連する遺構が存在する地域。史跡に追加指定するのが望ましい範囲
- D 区 微高地になっていることから、官衙に関連する遺構が存在する可能性が高い範囲
- E 区 史跡地に隣接する範囲
(C区、D区、E区は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)

- 史跡地範囲
- 県道福岡東環状線予定地
- - - 古代道路



図 7-2-1 地区区分図

7-2-2 地区別方針

前項で区分した5つの地区ごとに、保存管理の方針を示す。これに基づき、地区ごとの保存管理を行っていくものとする。

表 7-2-2 地区別方針

	地区名	方針
指定地内	A区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な維持管理や災害時の対策等を行い、史跡の保護や景観保全に努める。 ・ 史跡の保存活用を目的とした行為以外は、現状変更は原則認めない。 ・ 公有化を進める。
	B区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な維持管理や災害時の対策等を行う。 ・ 県道福岡東環状線の建設に伴う行為から、遺構を確実に保存し史跡景観の保全に努める。 ・ 史跡の保存活用を目的とした行為や公益上必要な行為などの現状変更を行う際は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。
指定地外	C区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な確認調査に努め、関連遺構の保存管理を行う。 ・ 開発行為が計画される場合は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。 ・ 調査の結果に応じて、追加指定や公有化を検討する。 ・ 追加指定後は、指定地内で定める方針に基づいて保存管理を行う。
	D区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為が計画される場合は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。 ・ 土地所有者の協力を得ながら、官衙関連遺構がある可能性の高い地域を中心に、確認調査を行う。 ・ 確認調査の結果、官衙に関連する遺構あるいは空間であることが確認された場合は、追加指定の検討を行う。
	E区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為が計画される場合は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。 ・ 必要に応じて、土地所有者の了承を得て官衙関連遺構の有無を確認するための確認調査を行う。 ・ 確認調査の結果、官衙に関連する遺構あるいは空間であることが確認された場合は、追加指定の検討を行う。

7-3 日常的な維持管理の方法

本節からは、目的ごとの保存管理について示す。

粕屋町は、本史跡の管理団体として、文化財保護法第 113 ～ 118 条に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置、届出等を行っていく。

(文化財保護法抜粋)

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

昭和 25 年(1950) 5 月 30 日 法律第 214 号
改正 令和 3 年(2021) 4 月 23 日 法律第 22 号

まずは、日常的に行う維持管理について、遺構管理、施設管理、植生管理に分別して、その方法について示す。

【該当地区：A 区、B 区】

(1) 遺構管理

- ・ 遺構のき損を未然に防ぐため、定期的に巡回と点検を行う。
- ・ 遺物を発見した場合は、出土状況等を記録し、適切に措置する。

(2) 施設管理

- ・ 整備された施設の点検を行う。
- ・ 清掃、あるいは維持に関わる軽微な補修を行う。
- ・ 県道福岡東環状線完成後は、史跡の現状変更申請の対象となる項目を関係機関と相互に確認する。

(3) 植生管理

- ・ 防火防犯対策として、定期的な草刈りを行い、安全な環境を維持する。

- ・倒木が確認された場合には史跡地の景観保全や災害防止の為に、史跡外へ搬出する。
- ・自然発生する実生の低木は、適宜伐採する。

7-4 災害の予防措置と発生時の対応

史跡地が見舞われる、風水害や地震等の自然現象による災害について、その予防措置と発生時の対応の観点から、保存管理の方法について示す。

【該当地区：A区、B区】

(1) 災害に対する予防措置

- ・大雨や地震等による被害を防ぐために、水路の亀裂や破損等について定期的に点検を行う。
- ・定期的に樹木の点検を行い、倒木や折損の危険性のある場合は、必要に応じて処置を施す。
- ・応急措置等が必要な場合に備え、土嚢、防水シート、木杭、立ち入り防止柵等の資材を保管する。
- ・災害が発生した際の対応を円滑に実施するために、担当部局内の対応体制を整えておくとともに、関係機関との伝達体制を確立する。
- ・防災・減災対策が必要な場合は、関係機関と協議を行う。

(2) 災害発生時の対応

- ・台風通過後などには、巡回し点検を行い、定期点検時と比較しながら状況を確認する。
- ・点検については、安全を十分に確保した上で文化財専門職員が中心となり実施する。
- ・被害があった場合は、早急に関係機関に連絡し、緊急及び応急措置等の方針について協議を行う。
- ・緊急及び応急措置等を講じる場合は、被害が拡大しないよう、安全の確認をしつつ適切に行う。
- ・大規模な被災があった場合は、今後の災害復旧に向けた準備を進める。

7-5 現状変更及び取り扱い方針

造成等の地形の改変、建築物の新築や工作物の設置等の開発行為、景観の変更など、史跡の現状を変更する全ての行為を現状変更と総称し、今後想定される現状変更に対して、地区区分ごとの方針に沿った取り扱い基準を定め、その運用を図っていく。

【該当地区：A区、B区】

(1) 指定地の現状変更等に関わる法令

文化財保護法において、指定された史跡は価値を損なうことなく保存し管理する責務があり、指定地内において、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法 125 条に基づき文化庁長官などの許可が必要である。

(文化財保護法抜粋)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省で定める。

昭和 25 年(1950) 5 月 30 日 法律第 214 号
改正 令和 3 年(2021) 4 月 23 日 法律第 22 号

ただし、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令(平成三十一年政令第二百二十九号改正) 第五条第四項の規定により、福岡県教育委員会が行うこととする。

- イ. 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。) で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。) であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ. 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。) の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。) 又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

- ニ. 法第百十五條第一項（法第百二十條及び第百七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト. 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

(2)現状変更等の手続きの流れ

史跡指定地内で現状変更等を行う場合は、粕屋町教育委員会と事前協議を行い、行為の内容に応じて文化庁長官または福岡県教育委員会の許可を得なくてはならない。

(3)地区ごとの現状変更等に関する取り扱い方針

史跡指定地内では遺構を確実に保存するため、原則として現状変更を認めない。ただし、遺構の把握のための発掘調査や調査研究の成果に基づく復元整備等、史跡の保存管理・活用・整備に資する目的での行為や、安全管理、ライフラインの維持等公益上必要な行為については認める場合もある。

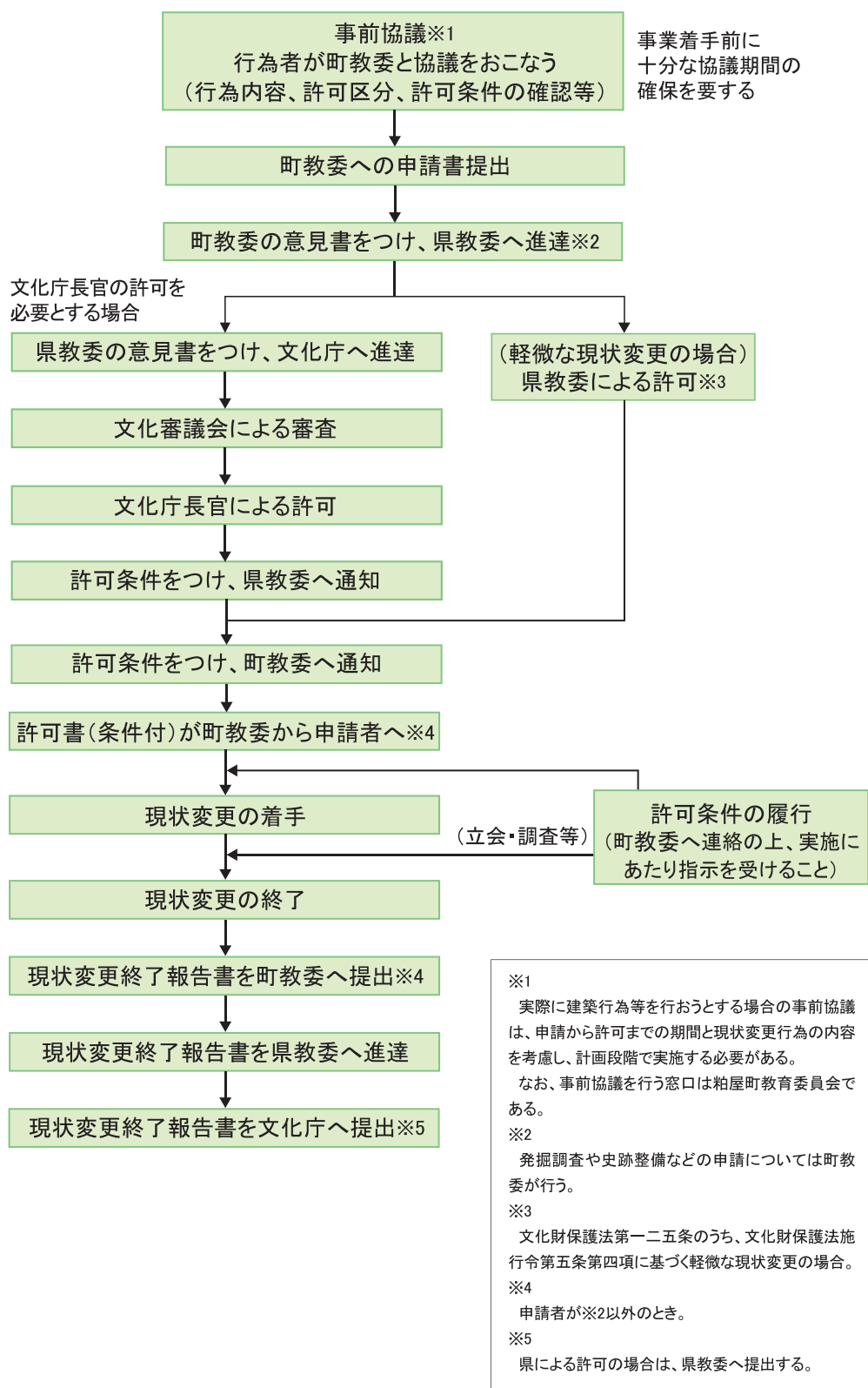


図 7-5-1 現状変更に関する手続きの流れ

表 7-5-2 地区ごとの現状変更等に関する取り扱い方針

		A区	B区	
基本的な方針		保存管理・活用を目的とした行為や公益上必要な行為以外は原則認めない。 現状変更等にあたっては、地下遺構等や史跡景観に影響を与えないことを前提とする。	保存管理・活用を目的とした行為や公益上必要な行為以外は原則認めない。 現状変更等にあたっては、地下遺構等や史跡景観への影響を少なくすることを前提とする。特に、道路建設の際は関係機関と十分に協議を行うこととする。	
現状変更等の規則	ア 建築物の設置改修、除却	史跡の保存活用に伴う行為に限り、地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	原則認めない。	
	イ 工作物・土木構造物の設置改修、除却	史跡の保存活用に伴う行為及び公益上必要な行為に限り、地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	史跡の保存活用に伴う行為および公益上必要な行為に限り、地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。ただし、土木構造物の補修について、明らかに軽微と認められる行為については、協議のうえその取り扱いについて定める。	
	ウ 造成(土地の掘削、盛土、切土)等による地形の改変	史跡の保存活用に伴う行為に限り、地下遺構等に影響を与えない範囲で認める。	地下遺構等に影響を与えない範囲で認める。ただし、十分な厚さの保護層を設けることとする。	
	エ 木竹の伐採等	伐採	史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	
		伐根	地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	
		植栽		
	オ 地下埋設物の設置、撤去、除却	公益上必要な行為に限り、地下遺構等に影響を与えない範囲で認める。		
	カ 発掘調査	調査研究・保存管理を目的とした調査に限り必要最小限の範囲で認める。		
	キ 史跡整備	地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	—	
	ク その他	保存管理・活用・整備に資するものあるいは公益上必要な行為については、町と十分に協議を行い、現状変更の可否について協議を行ったうえで行うこととする。ただし、地下遺構等や史跡景観に影響を与えないことを前提とする。		

7-6 開発行為等に関わる取り扱い

本計画の対象地のうち、史跡指定地外における開発行為に関して、関連する法令等に基づく規制で対応する。

【該当地区：C区、D区、E区】

(1) 埋蔵文化財包蔵地に関わる法令

史跡指定地外(C区、D区及びE区)は文化財保護法93条・94条に規定がある周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、当該地区において開発行為等が計画される際は、上記の法令に基づきその行為の内容によって、関係機関に報告や許可申請などが必要である。

(2) 開発行為等に関わる手続きの流れ

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発行為等が計画される際は、文化財保護法に基づいた手続きや、開発主体及び土地所有者の理解を得て確認調査を行い、埋蔵文化財の有無を確認する。確認できなかった場合は、慎重工事、または工事立会のもと開発行為等に着手することができる。埋蔵文化財を確認した場合は、工法計画の変更について協議を行い、やむを得ず工事による破壊が免れないときは、記録保存のための発掘調査を実施する。

ただし、官衙との関連を確認した場合は、土地所有者と保存協議を行ったうえで追加指定を検討する。

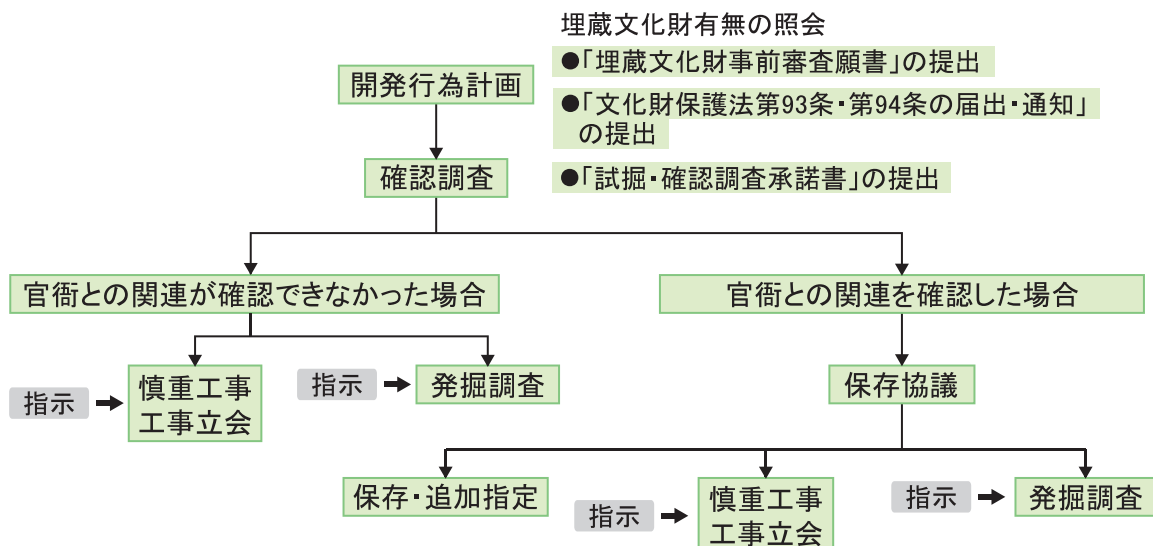


図 7-6-1 埋蔵文化財事前審査の流れ

7-7 調査研究

本計画に基づき、今後史跡の整備計画の策定と実施へと進めていくが、整備のための情報収集の観点では、調査が不十分な状況にある。そのため、整備計画に対応した調査研究計画を立案し、まずはそれに基づいた事前調査を行う必要があり、調査にあたっては、文献等を参照するなどの学際的視点が求められる。なお、公有化されていない範囲において調査を実施する際は、所有者の協力を得ながら行っていくこととする。

また、この時期の官衙は広範囲に分散的に展開する可能性があり、郡衙の移転先が本計画対象地外であることも考えられる。駅家とみられる内橋坪見遺跡なども含めて、広域的な視点で本史跡の歴史的重要性について調査研究を継続していくことが必要である。

【該当地区：全地区】

7-8 追加指定

本史跡を守り後世へ伝えていくために、現在の史跡地範囲に加え、今後の調査研究の成果に応じて、保護を図っていくべき範囲について追加指定の可能性を検討する。

C区は、一部で官衙に関連する遺構が確認されていることから、追加指定が望ましい地区である。D区は、^{あえはらぐち}阿恵原口遺跡や^{あえふるやしき}阿恵古屋敷遺跡の範囲を中心に官衙に関連する可能性が高く、今後の調査結果によって官衙に関連する遺構あるいは空間であることが確認された場合は、追加指定を検討する。E区は、必要に応じて確認調査を行い、調査の結果、官衙に関連する遺構や空間であることが確認された場合は、追加指定の検討を行う。

なお、郡衙の移転先が確認された場合は、計画対象地外であっても追加指定の検討を行う。

【該当地区：C区、D区、E区】

7-9 公有化

公有化について優先的に進めるべき範囲は、史跡の指定範囲であるA区のうち、まだ公有化されていない範囲である。C区、D区及びE区において、今後追加指定された場合や、史跡地の活用を行っていくための用地の確保が必要となる場合など、必要に応じて所有者の理解のもと公有化の検討を継続的に行っていく。さらに、B区において将来的に県道福岡東環状線の役割を終えた際は、史跡地として保存管理していくために、町有地化を図る。

【該当地区：全地区】